

— 固定資産税の一部を免除します —

北秋田市自治会等小規模雪寄せ場事業

自治会・町内会の雪寄せ場確保の一助とするため、地区住民の雪寄せ場として空き地を無償貸付けした場合、空き地の固定資産税額の一部を減免します。

主な要件

- ・面積が原則500m²以下で、課税地目が「宅地」または「雑種地」の土地
※課税地目が「田、畑、山林、原野等」は対象外です。
- ・土地所有者と自治会等が雪寄せ場として無償で土地の貸借契約を書面により締結可能な土地
- ・雪寄せ場としてのみ使用する土地（期間中、駐車等他の用途に使用できません）
- ・1つの自治会等で原則2か所以内とします
- ・貸付期間は12月から翌年3月までの期間内とします
- ・道路との高低差がなく、雪寄せ場としての使用に適した土地であること



固定資産税の減免割合

利用した月数に応じ、翌年度当該土地の固定資産額の12分の1から12分の4を減免します。
(利用した月数に1カ月に満たない端数があるときは、これを切り捨てし計算します)



詳細はこちら

お問い合わせ

【雪寄せ場に関すること】建設課管理係 ☎72-3116

【税の減免に関すること】税務課市税係 ☎62-1116

キャッシュレス納付してみませんか？

市が発行する納付書に「eL-QR」と印字された二次元コードが付いていれば、市税や公民館使用料等の一部料金にキャッシュレス納付が利用できます。
市窓口や金融機関に行かずに納付できるので、大変便利です！

※QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。



選べるキャッシュレス納付

①スマホ決済アプリで納付（スマホから「●●ペイ」「●●払い」）

ステップ1

スマホ決済アプリを起動する

ステップ2

アプリのカメラ機能で届いた納付書の「eL-QR」を読み取る
→読み取り後、金額を確認

ステップ3

支払いを実行する
→納付完了

※利用可能なスマホ決済アプリはこちら。



②「クレジットカード」「インターネットバンキング」で納付（2枚以上の納付書をまとめて納付できます）

ステップ1

eL お支払いサイトにアクセス



ステップ2

「お支払いサイトでお支払い」からeL-QRの読み取り画面へ

ステップ3

カメラでeL-QRを読み取る（2枚以上の納付書がある際は続けて読み取る）
→読み取り後、金額を確認

ステップ4

支払い方法を選択し、支払いを実行する
→納付完了



※キャッシュレス納付は領収書が発行されません。キャッシュレス納付のあとは納付書にメモを残しておくことをお勧めします。領収書が必要な方は現金で納付してください。

※クレジットカードの場合は利用者様が負担する手数料が別途発生します。

☎ 会計課 ☎62-6604

詳細はこちら▶



市民専用雪捨て場

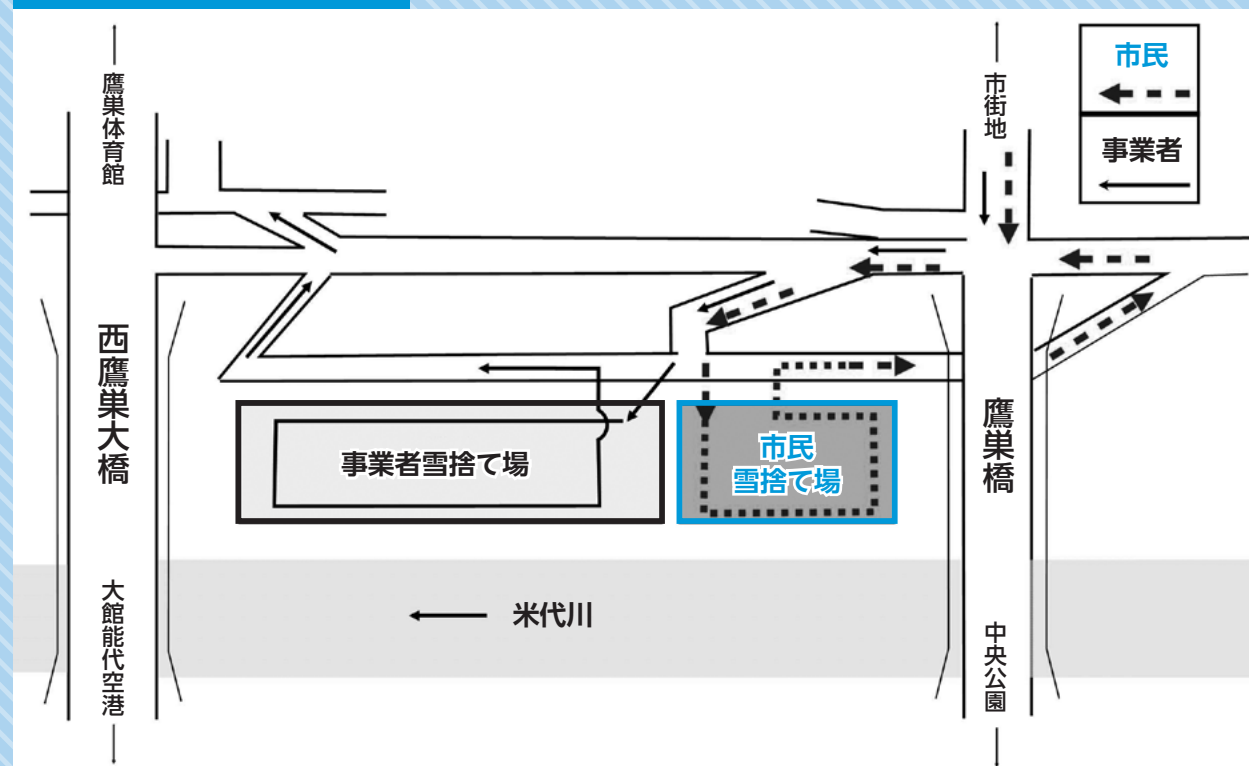


を新たに設置しました！

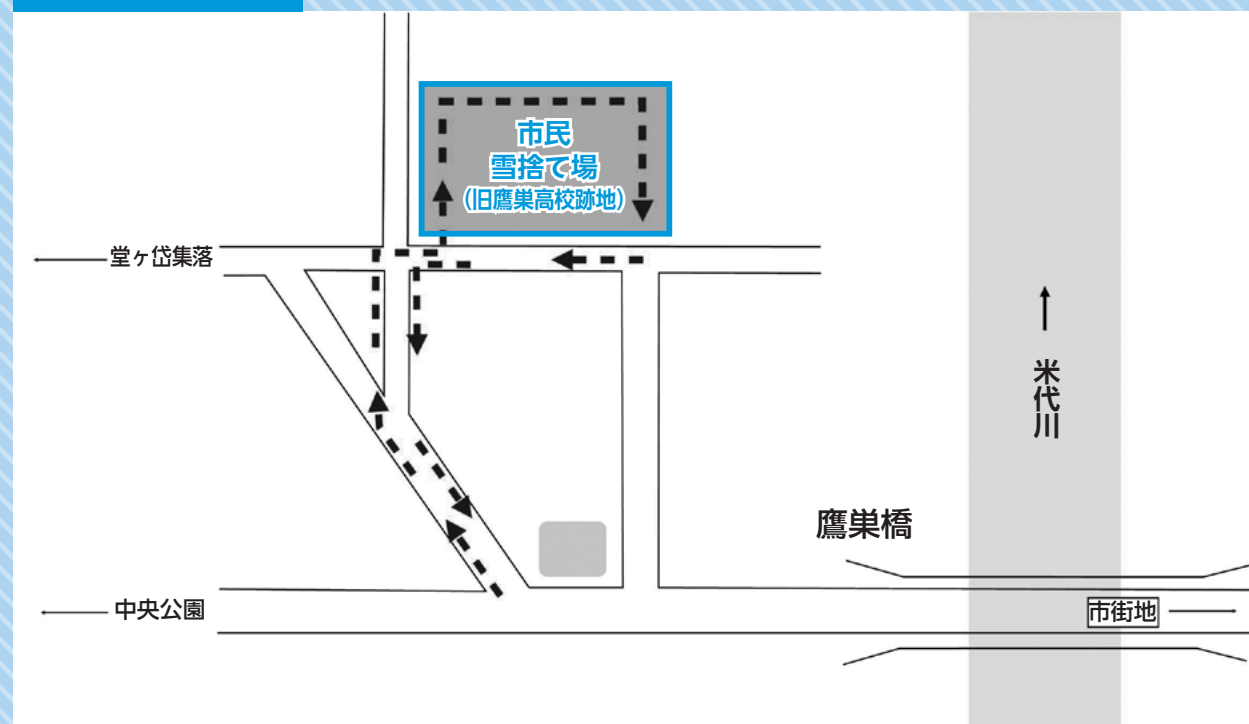


詳細はこちら

①米代川右岸鷹巣橋下流



②旧鷹巣高校跡地



☎ 建設課管理係 ☎72-3116